

年次大会報告⑧

事業承継の阻害要因となっている課税の現状

- 非上場株式に対する課税を中心に -

藤原 健一

(事業承継学会会員)

はじめに

わが国経済を長年支えてきた中小企業の多くが、存続の危機に直面している。国内市場が成熟期を迎え、産業構造そのものにパラダイムシフトが起こっていることに加え、経営者の高齢化が止まらない。また、「後継者不在」の企業は2025年までに127万社にも及ぶとの将来予測もあり、この事態を放置すれば、企業数については全企業の約99%、従業員数については約70%、GDP（付加価値額）については約53%を占めるわが国経済の根幹である中小企業が存続できず、雇用と活力が失われ、優れた技術の継承もできなくなってしまうおそれがある。

今回の発表の目的は、なぜ中小企業の事業承継が円滑に進まないのかを、税法学的観点から明らかにすることにある。わが国の中小企業の多くは非上場会社であるため、非上場株式に対する課税のあり方について論究する。

まずは、現行の税制度や事業承継税制が抱えている根本的な問題点を明らかにし、具体的な裁判例を通じてそれらの所在を確認してみたい。そして、わが国と同じく相続税制を採用しているアメリカ、イギリス、ドイツ等の主要先進国と比較することにより、その原因にわが国の行政・司法による非上場株式の取扱いに対する態度が影響していることを明らかにしたい。

1. 中小企業の事業承継

わが国の中小企業を取り巻く環境は厳しく、民間の企業信用調査会社によると、令和2年の中小企業の休廃業・解散件数は49,698件、倒産件数は7,773件となり、休廃業・解散件数は過去最多となっている。中小企業庁の定義によると、休廃業・解散とは資産超過状態で事業を停止あるいは清算手続きに入った状態をいい、倒産とは法的整理・私的整理で事業活動を停止した状態をいう。また、休廃業・解散した企業のうち、60%以上が最終損益で黒字を維持していることが分かっている。別のデータでは、中小企業M&Aの実施件数が年間2,000件に近づく勢いであり、これも過去最多となっている。これらの現象は、経営者の高齢化に伴う後継者不在問題等と密接な関係にある。

平成20年5月、中小企業の代表者の死亡等に起因する経営の承継が、その事業活動の継続に影響を及ぼすことに鑑み、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が成立した。非上場株式の承継に関する税負担を軽減し、早期の経営承継を促すことを企図し、遺留分に関する民法の特例、中小企業者に対する金融支援措置とともに事業承継税制が導入された。

しかし、適用要件が厳しく、制度の申請件数が伸びなかったため、平成30年度税制改正において、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予

割合の引上げ（80%から100%）等大幅に要件を緩和した。これにより、申請件数は以前の10倍以上にもなり、現在でも大きな関心を集めている。しかし、これらの取り組みが、中小企業の事業承継に、真に資するのかが疑問である。なぜならば、これらの取り組みは、円滑な事業承継を妨げている根本の問題を解決しているとは思えないからである。

2. 行政・司法の非上場株式に対する考え方

非上場株式の株価は、どのようにして決まるのか。一般的に、価格とは、売り手や買い手等の市場参加者による自由な取引を通じて、需要と供給が均衡した点（＝均衡価格）のことをいう。わが国でも、中小企業の非上場株式市場はあるものの、規模が極めて小さく有効に機能しているとは言い難い。

係る中、非上場株式の株価を決める根拠として現在最も中心に位置付けられているのが、財産評価基本通達に定める評価方法、評価算式である。昭和39年に発遣された財産評価基本通達は、規模に応じて大会社・中会社・小会社に区別する会社区分と、会社支配権を有するとされる支配株主と配当を期待するのみとされる少数株主の二種に分ける株主区分に類型化し、会社区分と株主区分によって各々評価方式を定めることを特徴とする。発遣当時は、大会社や小会社などの性格の異なる多数の会社を、同様に律しているのは誤りで、その不公平さを是正し、課税公平を実現させるためのものとして有効だったと思われる。行政も司法も、非上場株式の価額算定においては、原則として財産評価基本通達による算定が公平に資すると考えている。

しかし、中小企業を取り巻く環境が大きく変わり、ファイナンスの分野を中心に、企業評価方法に関する手法・理論も多く誕生している現在、当

時有効だった財産評価基本通達による非上場株式の評価及びその運用が、一部適応不全を起している。

最も大きな問題は、課税根拠となる税法の違いにより一株当たりの株価が変わることを認容する「法的根拠による価額の相対性」の問題である。つまり、同じ企業の同じ決算期内であっても、例えば、相続税や所得税における一株当たりの株価が異なることが認容されており、これは当然に、納税者の担税力に応じた課税が行われていないことを意味する。この点につき、実際の裁判例を通じて、財産評価基本通達による株価算定の問題点を明らかにしたい。

3. 裁判例の研究

具体的には、所得税更正処分取消等請求事件（東京高判令和3年5月20日 公開物未登載（令和2年（行コ）95号））及び株式売買価格決定に対する抗告事件（福岡高判平成21年5月15日（LEX/DB 文献番号25451068））の裁判例を取り上げる。

所得税更正処分取消等請求事件では、非上場会社の代表取締役が持株の一部を関連会社に売却したケースで、当該譲渡所得の算定にあたり、納税者と課税庁との間で非上場株式の1株当たりの価額が争われた。本件と同時に、譲渡直後に死亡した当該代表取締役の残余持株の相続に関しても、当該非上場株式の1株当たりの価額が争われた（相続税更正処分取消等請求事件（東京地判平成29年8月30日 税資267号順号13046））。判決の結果は、所得税事案では、財産評価基本通達に定める原則的評価方式による株価評価が妥当とされた一方、相続税事案では、財産評価基本通達に定める特例的評価方式による株価評価が妥当とされた。ここに「法的根拠による価額の相対性」の問題が表面化し、一物に複価が存在する異常事態と

なった。

また、株式売買価格決定に対する抗告事件では、譲渡制限株式の譲渡承認請求と買受人指定に関し、当該非上場株式の1株当たりの価額が争われ、高裁では「ひとつの評価方法だけを選択して算出した場合、短所が増幅される危険性があるので、対象会社に適合すると思われる複数の算定方式を適切な割合で併用することが相当である。」として、財産評価基本通達にて定める算定方式とDCF法との併用による価額を妥当とした。従来の非上場株式の算定方法である財産評価基本通達による価額算定方式から、一定の修正が加えられている。

以上より、非上場株式の株価算定に際し、行政や司法は、その場面や状況によって複数の株価や複数の算定方式を認めてきていることが分かる。そして、このことが一物複価の事態を招き、納税者の支払能力（担税力）に見合わない税が課せられる危険性を増長させている。

次に、このような問題が、諸外国、特にわが国と同じく相続税制を採用し民主主義国家であるアメリカ・イギリス・ドイツ等にも起こっているのだろうか。

4. 海外の税制度との比較

アメリカでは、わが国と比べ基礎控除額がきわめて大きく、非上場株式の承継による問題はほぼ起こっていないと思われる。イギリスでは、贈与者が贈与日から7年超健在であればその贈与税は免税となるなど、贈与に対する負担がわが国と大きく異なり、早期承継のインセンティブになっていると考えられる。また、非上場株式に対する課税については、わが国の納税猶予制度と異なり評価減制度（100%評価減）を採用しているため、相続時点の現況で要件を満たしていれば、免税となる点も大きな違いである。ドイツの事業承継税

制は、賃金総額規定など優遇適用条件をクリアすれば、非上場株式の85%評価減又は100%評価減となっている。目標明確性と基準明瞭性の観点から平等原則に反するとする違憲判決が続くなど紆余曲折を重ねているが、中小企業を保護するという立法の目的を司法は否定していない。

現在の世界的な潮流は、相続税自体を廃止・縮減する方向にある。また、先に述べたように、相続税が維持されている国々でも非上場株式に対する課税は大幅に緩和されており、結果として、非上場株式の株価を巡る紛争が回避されている。一方、わが国では、平成27年に相続税の基礎控除額を引き下げるなど相続税を強化する方向に歩んでおり、世界の潮流に背を向けているといえる。

5. おわりに

主要先進国が、中小企業の事業承継に対する積極的な緩和策を採用している中、わが国も本質的な対策を打たなければ、中小企業の没落を避けられず、国際的な経済成長力を失いかねない。中小企業の事業承継がうまく進んでいない税法上の最大の理由は、非上場株式の株価を算定するに際し、税法解釈や算定根拠を優先するあまり、納税者の担税力が十分に考慮されていないためである。その現実的帰着に一物複価の事態がある。担税力を考慮していれば、価額は一定の値に収斂するはずだからだ。この点、現状の一物複価の事態を解消するために行政・司法が動いている様子はない。税法は財産侵害規定でもあるから、解釈適用の結果に問題が生じているのであれば、何らかの対応を取るべきであり、この事態が長引けば長引くほど、課税に対する国民の信頼が揺らぐことになる。

わが国の中小企業の実状を考えるならば、イギリス、ドイツのように、非上場株式に対する評価につき100%評価減とする制度設計も検討に値す

る。税源の確保や、租税回避への対策などクリアすべき点が多いが、事業承継に関わる税体系の見直しは喫緊の課題であると考え。今こそ、国民全体で議論していくことが必要な時期ではないだろうか。